



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	独占禁止法における市場集中規制の事例の検討
Author(s)	厚谷, 襄兒; ATSUYA, Joji
Citation	北大法学論集, 52(1), 289-316
Issue Date	2001-05-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15076">https://hdl.handle.net/2115/15076</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(1)_p289-316.pdf



# 独占禁止法における市場集中規制の事例の検討

厚谷襄兒

## 目次

- はじめに
- 第一 市場集中規制の規制基準の若干の論点
- 第二 会社の合併の事例
- 第三 営業の譲受けの事例

#### 第四 会社による株式保有の事例

- 一 会社が既に合法的に他の会社の株式を所有している場合
- 二 会社が既に合法的に他の会社の株式を所有しているのに加えて、新たに株式を取得する場合
- 三 会社の株式保有による一部結合関係の形成・強化  
むすび

#### はじめに

独占禁止法第四章は、会社の合併、営業の譲受け等会社による他の会社の株式の取得または所有<sup>(1)</sup>および役員<sup>(2)</sup>の兼任により「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」、それらの行為を禁止している（一五、一六、一〇および一一）。これまで、これらの規定に違反するとされた審決は数少ない<sup>(3)</sup>。しかし、実務的には、主要な会社がこれらの行為をしようとするとき、あらかじめ、公正取引委員会に相談している。いわゆる事前相談である。その回答如何により、当事会社が対応策を講じて、違反を回避している。平成五年度以降の公正取引委員会年次報告（以下「年次報告」と引用）に主要な事前相談事例が掲載されるようになった。そこで、先に私は、「独

占禁止法における会社の合併等企業結合規制の検討」と題して、平成五年度および同六年度の公正取引委員会年次報告に収録されている事案の分析を試みた<sup>(3)</sup>。検討の視点は、個別の事案に対する公正取引委員会の回答の説得性と整合性である。説得性は、事案処理の論理が説得的であるかどうかである。整合性は、他の先例と比較して整合的であるかどうかである。このような検討により、事前の予測可能性が高まることを期待している。

本稿は、平成八年版、同九年版および同一〇年版の年次報告に掲載された事案のうち、説得性と整合性の視点からみて問題を含むと思われる事案について分析しようとするものである<sup>(4)</sup>。また、公正取引委員会は、かねてから、企業結合規制のためにガイドラインを公表してきたが、平成一〇年一月二一日、新たに「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争

を實質的に制限することとなる場合」の考え方(以下「考え方」という。)を公表し、これにより運用しているので、先ず、このガイドラインに関連して市場集中規制についての若干の論点を指摘する。

- (1) 本稿において、株式の「取得」と「所有」を併せて「保有」という。
- (2) これまでの市場集中規制に関わる違反事件は、会社の合併では、八幡製鉄(株)・富士製鉄(株)の合併事件(昭四四・一〇・三〇同意審決・公取委審決集一六卷四六頁)、営業の譲受け等では、東宝(株)・新東宝(株)事件(昭二六・九・一九東京高裁判決・高民四卷一四号四九七頁)、株式保有では、日本石油運送(株)他三名事件(昭二六・六・二五同意審決・公取委審決集三卷七三頁) および株式保有、役員兼任では、広島電鉄事件(株)他四名事件(昭四八・七・一七同意審決・公取委審決集二〇卷六二頁)がある。そのほか、株式保有規制の脱法行為とされたのは、日本楽器(株)事件(昭三二・一・三〇勸告審決・公取委審決集八卷五一頁)である。
- (3) 拙稿「独占禁止法における会社の合併規制―公正取引委員会の運用事例の検討(商法と商事登記)《味村治最高裁判事退官記念》」所収・一九九八・商事法務研究会

(4) 公正取引委員会年次報告は、年度単位で国会に報告され、それが(財)公正取引協会から〇年版として公刊されるが、年度より一年遅れの版となる(例・五年度→六年版)。本稿は、公正取引協会発行の〇年版から引用する。

(5) 「考え方」については、鶴瀬恵子・新しい合併・株式保有規制の解説―届出・報告制度に係る平成一〇年独占禁止法改正(別冊商事法務二〇九号、一九九八、商事法務研究会)(以下「鶴瀬・解説」と引用)

(6) 最近の企業結合規制に関する論稿としては、前掲(3)のほか、山部俊文・市場集中規制の新展開(法律時報七卷一一号一八頁、一九九九)、拙稿・最近の企業結合規制の動向(自由と正義五一卷四号七四頁、二〇〇〇)

### 第一 市場集中規制の規制基準の若干の論点

一 会社の合併、営業の譲受け等および株式保有の規制基準は、合併等により「一定の取引分野における競争の實質的に制限することとなる」ことである。これらは「市場集中規制」といわれる。公正取引委員会は、かねてから、市場集中規制についてガイドラインとして、「会社の株式所有の審査に関する事務処

「理基準」(昭和五六年九月一日公正取引委員会事務局)および「会社の合併等の審査に関する事務処理基準」(昭和五五年七月一五日公正取引委員会事務局)を公表し、それにより事前相談にに応じてきた。平成一〇年、独占禁止法の改正がなされ、会社の合併、営業の譲り受け等について、公正取引委員会への事前届出の範囲の縮小、また、株式保有、役員兼任について、報告義務の縮小ないし廃止がなされた。その改正後の平成一〇年一月二二日、「考え方」が公表され、「今後、公正取引委員会は株式保有、合併等について、報告・届出の対象となるか否かに係わらず、本考え方に基づいて判断することとする」とし、改正前の会社の合併と株式保有とは別個のガイドラインであったのを統一した。「考え方」の構成は、第一・競争への影響をみるべき企業結合、第二・一定の取引分野、第三・競争を実質的に制限することとなる」の解釈に分けられる。本稿の関心は、主に第三「競争を実質的に制限することとなる」の解釈にむけられる。しかし、その企業結合の形態、一定の取引分野の画定も関連するので、その限りで触れることにする。

「考え方」の競争の実質的制限の意義は、東宝・新東宝事件の東京高裁判決に拠っており、「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思

で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」とする。また、「こととなる」については、「企業結合により、競争の実質的制限が必然的ではないが容易に現出し得る状況がもたらされることで足りるとする蓋然性を意味するものである。したがって、法第四章では、企業結合により市場構造が非競争的に変化して、当事会社が単独で又は他の会社との協調的行動をとることによって、ある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することができる状態が容易に現出し得るとみられる場合」であるとす。

二 平成一〇年の独占禁止法改正まで、全ての会社の合併は、公正取引委員会に事前に届け出なければならなかったが、改正により、届出を要する範囲が狭められた。「考え方」では、「報告・届出の対象となるか否かに係わらず、本考え方に基づいて判断する」としているが、届出を要しない合併計画が実行に移された後に違法とすることができると疑問であることは、別稿で触れた。

三 「考え方」では、「第一 競争への影響をみるべき企業結合」で、合併と株式保有とを区別しているところがある。企業結合の形態としてみると、合併は、「複数の会社が一つの法人とし

て一体となるので、当事会社間で最も強固な結合関係が形成されることとなる。したがって、その会社が競争関係にあるなら競争単位が減少する。合併の型としては、水平型、垂直型、混合型とあり、旧ガイドラインでは、それらの形態別に競争の実質的に制限の判断基準が示されていた。「考え方」では、「競争を実質的に制限することとならない場合」として、「当該企業結合によって、当事会社グループの地位や競争者の数に変動がない、いわゆる垂直型結合、混合型結合の場合であって、後述の市場の閉鎖性・排他性、総合的事業能力等の問題を生じない場合」と摘示しているところからみると、規制の関心事は、やはり水平型にあるといえよう。

株式保有の型にも、水平型、垂直型、混合型があり、旧ガイドラインでは、それぞれの類型により「競争の実質的制限」となる判断基準を示していた。「考え方」では、合併に沿って規制の焦点を水平型においている。株式保有では被保有会社が存続しており、保有会社と被保有会社との関係は、株式の保有比率、役員の派遣、兼任、取引関係等により異なり多様となる。一〇〇%子会社となるなら、実質的に競争単位が消滅する。そうでなくても、株式保有比率その他の関係により、会社間の関係が異なる。株式保有により市場構造が非競争的に変化すると

いっても、保有会社と被保有会社の関係が多様なので、市場における競争への影響も一様ではない。

株式保有比率により市場における競争への影響が異なることは、株式所有報告書の提出義務（一〇Ⅱ）に反映している。公正取引委員会に対する株式報告書提出義務は、「株式発行会社の発行済株式の総数に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式の数の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値（……）を超えることとなるとき」である（一〇Ⅱ）。政令によると、この数値は、①株式所有割合が一〇〇分の一〇以下の値から増加して、一〇〇分の一〇を超えることとなり、かつ、一〇〇分の二五を超えることとならない場合には、一〇〇分の一〇、②株式所有割合が一〇〇分の二五以下の値から増加して、一〇〇分の二五を超えることとなり、かつ、一〇〇分の五〇を超えることとならない場合には、一〇〇分の二五、③株式所有割合が一〇〇分の五〇を以下の値から増加して、一〇〇分の五〇を超えることとなる場合には、一〇〇分の五〇である。「考え方」は、これに照合して、企業結合関係の形成・維持・強化の判断基準を明らかにしている。

株式報告書の提出も「考え方」の判断基準も、株式の取得を伴い、それによる結合関係の形成・強化が「こととなる」かが

問題とされる。取得は一時点の行為であるが、所有は持続的行為である。合併は特定の時点での行為である。したがって、合併はその時点において独占禁止法違反か否かが判断されるが、株式所有は、所有を継続していて違法とされるおそれがある<sup>(9)</sup>。それがどのようなときであるかが論点の一つである。たとえば、株式の取得による株式所有比率の増加が僅少であるが、前記の①の程度から②の程度に移行したときに、「こととなる」をどの様に判断するか、あるいは、新たな株式の取得を伴わない場合に「こととなる」を問題にしうるかが問われる。本稿では、この問題に触れることとする。

- (7) 昭和二八・一一・九 東京高裁判決 高民集六卷一三  
号八六八頁
- (8) 前掲(3) 拙稿七九頁
- (9) 根岸哲・舟田正之・独占禁止法概説(二〇〇〇) 有斐  
閣 九三頁

## 第二 会社の合併の事例

### 一 新王子製紙と本州製紙の合併<sup>(10)</sup>

1 本件は、製紙メーカーである新王子製紙と本州製紙とが、経営効率化を通じた国際競争力の強化等を目的とした合併である。

本件の一定の取引分野は、非塗工紙うちの中級印刷紙の全国市場である。

2 本件の問題点は、①合併新会社の中級印刷紙の生産シェアが三三・四％で第一位、上位三社の累積シェアが六六・三％となり、および②合併新会社の代理店で紙、板紙の卸売業のシェアの高い日本紙パルプ商事および大永通商に対する持株比率が高まることである。

3 公正取引委員会は、①中級印刷紙について、生産シェアおよび上位三社の累積シェアを勘案すると、中級印刷紙の製造・販売分野において「こととなる」おそれがあり、②新会社は、紙・板紙の卸売業者でシェアの大きい代理店二社の筆頭株主となり、かつ第二位の株主(日本製紙)の持株比率を大きく上回ることによって、紙・板紙の流通分野において「こととなる」

おそれがあると指摘した。

これに対し、当事会社は、①中級印刷紙について、両当事会社の生産数量の一部を縮小し、その設備を他の品種の生産に振り向け、ならびに②日本紙、バルブ商事および大永紙通商の持株比率を引き下げるとした。

4 検討(1)本件合併により、上位三社の累積集中度が六六・三%となる。これは、価格の同調的引上げの理由の報告の聴取(一八の二)の対象となる寡占的市場構造には及ばないが、累積集中度を合併規制基準として明示したことは初めてである。

本件で「こととなる」を判断した要因として、新会社の生産シェアと累積集中度のみしか摘示されていない。高い累積集中度となる場合に、それをどのように評価するか。本件は、旧ガイドライン当時の事案である。重点的審査対象の選択基準として累積集中度が摘示されているが、審査の考慮事項として「競争者の数が少ない場合……当該合併の競争に及ぼす影響が大き」(第三一(2)ア(注1))、「特に、競争者の数が減少して、いわゆる寡占的な市場に変化する場合、例えば上位三社累積シェアが七〇%を超えることとなる場合には、競争者間において協調的行為が行われやすくなることも考慮される」という指摘がある。しかし、どの程度の累積集中度になると市場への影

響が大きくなるかの基準が明らかでない。また、生産シェアと累積集中度のみで「こととなる」おそれを判断したというのは、説得性に欠くという批判が出よう。また、累積集中度を「こととなる」の判断要因とするには、複数の事業者による共同支配という概念を取り込まなくてはならないだろうが、旧ガイドラインが依拠した東宝・新東宝事件東京高裁判決の競争の実質的制限の意義がそれと結びつくか疑問である(この点は、「考え方」においても同様である)。また、当事会社の対応として、中級印刷紙の生産数量の縮小、ないし設備の他の品種の生産への振り向けということが、現実にはどの程度の市場占拠率まで縮小されれば足るのか、先例とするには不明である。

(2)本件で、当事会社による大手流通業者の持株比率が高いので「こととなる」おそれがあるという。この点、平成五年の王子製紙と神崎製紙との合併では、「流通業者に対する影響が増大することにより、他の製紙メーカーとの販売力の格差の拡大が懸念される」とあり、それが法的にどのような意義を有するのかわからなかった。本件では、これが「こととなる」という。本件で流通過程が問題とされたのは、紙・板紙市場である。メーカーと流通業者間に商品の取引関係があり、合併によりメーカーによる二以上の流通業者の持株比率が高くなり、か



つ、メーカーおよび流通業者の市場シェアが高くなるときに、独占禁止法上問題となるのは、流通業者間の水平的関係と併せてメーカーと流通業者間の垂直的關係である。しかし、本件で明らかにされているのは、合併新会社による代理店の株式保有が筆頭株主となり、第二位の株主との持株比率を大きく上回っているというのみである。株式保有比率が示されていないなど主要な判断基準が不明なので、説得性を欠くことになる。<sup>(13)</sup>

二 三井石油化学と三井東庄化学との合併<sup>(14)</sup>

1 本件は、石油化学品メーカーである三井石油化学工業と総合化学品メーカーである三井東庄化学が、海外展開におけるキヤッシュフローの確保、研究開発の強化等を目的とした合併である。

本件の一定の取引分野は、当事会社の生産・販売する製品のうち競合関係があり生産能力または販売数量のシェアを合算すると一五%以上かつ第一位となるのは七品目である。そのうちフェノールおよび合併後、競争者数が最も少なく、しかも市場シェアが最も高くなるアルファメチルスチレン(AMS)についてみてみる。

(1) フェノールには、直接に競合または代替関係にある製品がない(製法にはクメン法とトルエン法があるが、製品の品質差や価格差がない)。

三井石化 三井東庄 合併後

シェア(%)順位 シェア(%)順位 シェア(%)順位 競争者の減少

生産能力 三三・七 一位 一三・五 二位 五六・二 一位 五社↓四社  
販売数量 三〇・九 一位 二六・四 三位 五七・三 一位 四社↓三社

(2) AMSは、「その用途のほとんどをしめるABS樹脂の耐熱性向上剤の分野ではPMI(フェニルマレイミド)と代替関係があり、PMIを含めた取引分野における競争についても検討する必要があると判断した」。AMSは、合併後には三社から二社になり、市場シェアは生産能力で八二・九%、販売数量で八〇・八%となり、いずれも一位である。

2 考慮事項(1)フェノール ① 輸入品の存在 (a) メーカーに品質の差がなく、ユーザーの使い慣れ等の問題もない。ロット・荷姿・運搬・保管の面で問題が少なく、主なユーザーに輸入経験があることから、ユーザーは容易に輸入を増やすことができる。(b) 輸入価格、輸出価格および国内価格が近年ほぼ同水準で推移しており、国内市場および海外市場共通の価格形成が行われているとみられることから、合併後の当事会社

の販売シェアが高くて、国内市場における価格や数量をコントロールする力がない。(c)フェノールの輸入比率は平成七年度で一・七%にすぎないが、国内生産能力が低かった時期には輸入比率は現在よりも高かったことを考慮すると、輸入比率の低さは、国内価格が海外価格とほぼ同水準であり、かつ、現在は国内メーカーの供給余力があるため、わざわざ輸入するまでもないことによる。また、大手ユーザーの中には、国内メーカーとの価格交渉を有利に行う等の目的から、輸入価格の方がある程度高くても輸入を維持する方針を採っているところもあった。

② 競争業者の存在 近年、新日鉄化学、三菱化学(旧三菱化成)、および出光石油化学が相次いで参入しており、生産能力シェアおよび販売数量シェアで二〇%を超える競争業者が存在している。

③ ユーザーの意見 大手ユーザーおよび中小ユーザーは、いずれも海外価格をみながら価格交渉を行っており、本件合併により取引数量・価格面で不利になることはない。

④ 当事会社の総合的事業能力 石油化学工業分野では、その売上高およびエチレン生産能力シェアで第一位の三菱化学ほか、他に有力な事業者が存在している。

(2) AMS 代替品の存在 ABS樹脂の耐熱向上剤の用途面で徐々にPMIと置き換わっているとみられ、販売数量は年々低下している。

3 検討(一) 本件合併で、フェノールについて、市場シェアが生産能力で五六・二%で第一位であるから高度寡占的市場構造となるにもかかわらず「こととなる」としなかったのは、「輸入品の存在」の判断にある。ここでは、合併当事会社がフェノールの「国内市場における価格や数量をコントロールする力がない」、すなわち市場支配力を形成しないというのであるから、「こととなる」とはいえないのは当然である。「国内市場及び海外市場共通の価格形成」が国内市場を支配していないという類例は、価格の同調的引き上げの報告の聴取(独禁一八の二)の対象とならない「取引基準価格の引き上げの理由が客観的に明白であるある場合」の「国際商品相場に忠実にリンクした国内相場が存在すると認められる場合」に求められよう。このような判断は、他の化学製品あるいは繊維製品等のいわゆるグローバル化している製品の国内事業者の統合の判断に影響をもたらさずであらう。

(2) この事例では、累積集中度や合併後のシェアの増加の度合い、二位との格差などが捨象されていることなど、これまで

の処理と異なり、事案処理の整合性が問われよう。また、輸入比率が低いことは、これまでは、競争制限的にみられてきたが、<sup>16)</sup> 今後は、本件のような場合には、輸入水準の低さのみでなく、海外価格と国内価格との比較などから、「わざわざ輸入するまでもない」か否かなど実質的理由の判断を要しよう。

(3) AMSについては、一定の取引分野の画定を代替品まで含めている。代替品を一定の取引分野の画定で含めた事例としては、白セメントとセメントがある。<sup>17)</sup> いずれの事例も市場シェアが極めて高いものである。一定の取引分野の画定に代替品を含めるか否かの基準は、本件では、用途の置き換わりと販売数量の低下傾向である。これは、今後の事案には重要なものとなる。<sup>18)</sup>

- (10) 平成九年版年次報告 一九五頁、鶴瀨・解説一四九頁
- (11) 根岸・舟田・前掲(9) 九六一七頁
- (12) この点の指摘は、拙稿・前掲(3) 四九〇頁
- (13) 根岸・舟田は、本件を垂直的株式保有の事例に分類している(前掲(9)一〇〇頁)。たとえばメーカーと二以上の流通会社間に取り関係がないときには、流通会社間の市場制限が問題となる。

- (14) 平成一〇年版年次報告二二六頁、鶴瀨・解説一五九頁
- (15) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十八条の二の規定に関する運用基準第二二(一)

(16) たとえば、拙稿・前掲(3) 四八九頁

(17) 平成八年版年次報告二二四頁

(18) AMSについては、「PMI(フェニルマレイド)と代替関係があり、PMIを含めた取引分野における競争……」と代替品を含めて一定の取引分野を画定している。白色セメントについて、代替品として準白色セメント、高炉セメントの一部および高炉スラグの一部があり、これらを含めて一定の取引分野を画定している。ただ、用語としては「代替品」は、「考え方」によると「当該商品と機能・効用は類似しているが、別の市場を構成している代替品の市場が存在する場合」(第三二(3)イ(ウ))というように市場を別にしてしている。そこで、同一の一定の取引分野に含めるときには、「競合品」とし、「代替品」と区別した方が適切でないか。

### 第三 営業の譲受けの事例

日本合成ゴム及び三菱化学によるABS樹脂等事業の統合

共同事業会社<sup>(19)</sup>

1 本件は、日本合成ゴムと三菱化学が、国際競争力の強化等を目的として、共同出資会社を設立し、その会社に両社のABS樹脂（アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン樹脂）およびAS（アクリロニトリル・スチレン樹脂）事業ならびに日本合成ゴムのAES樹脂（アクリロニトリル・エチレンプロピレンラバー・スチレン樹脂）およびMBS樹脂（メチルメタアクリルレート・ブタジエン・スチレン樹脂）事業を譲渡するものである（四品目を「ABS樹脂等」という）。なお、三菱化学は、ABS樹脂等において世界第一位の生産能力を有する奇美実業（台湾）とその我が国における販売に関する業務提携を行っている。

本件の一定の取引分野は、ABS樹脂等スチレンモノマーを主原料とし、ブタジエン等を副原料として製造される樹脂の各品目毎としている。

2 本件の問題点は、当事会社の販売シェアが、ABS樹脂について二五・五%かつ第一位となり、AS樹脂について二五・二%かつ第二位となることである。また、考慮事項は、ABS樹脂について一〇%を超えるシェアを有する有力な競争業者が

複数存在し、AS樹脂について第一位の有力な競争業者（シェア約三〇%）および一〇%超の有力な競争業者が複数存在する。ABS樹脂等の用途のうち、他の樹脂（ハイインパクトポリスチレン樹脂等）に代替されているものもあり、これらを考慮すると、当事会社のシェアは低下することである。

3 公正取引委員会は、三菱化学が奇美実業と我が国におけるABS樹脂等の販売に関する業務提携により、ABS樹脂等の製造・販売分野において「こととなる」おそれがあると指摘した。

これに対し、三菱化学が、奇美実業との業務提携について、その解消を含めて検討する等の措置を採る旨の申し出をした。

4 検討 本件では、一定の取引分野を各品目毎に画定しているが、判断は四品目を丸めている。そこで、日本合成ゴムの生産しているAES樹脂およびMBS樹脂は、新会社に事業を移転しても、シェアが増えないのに、「こととなる」とされた理由が不明である。

ABS樹脂は、販売シェアが二五・五%で第一位であるが、一〇%超の有力事業者が存在し、しかもABS樹脂と特定していないが、代替品があるという。これらは競争促進要因である。AS樹脂は第二位である。そこで、「こととなる」とされたの

は、もっぱら三菱化学が「奇美実業とのわが国におけるA B S樹脂等の販売に関する業務提携にある」からである。これは説得的か。事実関係が十分に明らかでないが、奇美の販売が新会社を通じてとしても、量的に多くないなら、本件を問題とすべきことであろうか。シェアの増加が小さいことから、「こととならない」要因とされた事例がある。あるいは、それにより、奇美実業によるわが国への輸入が制限されるのを懸念したのであるか。それは、本件と別個の問題である。

(19) 平成八年版年次報告二〇五頁  
 (20) 平成八年版年次報告二〇九頁

#### 第四 会社による株式保有の事例

一 会社が既に合法的に他の会社の株式を所有している場合

1 たとえば、A社が合法的に結合関係を形成する程度にB社の株式を所有し、A社とB社の競合する商品の市場シェアを合わせると相当高い場合がある。また、C社が競争関係にあるD社およびE社という子会社二社の株式を所有して、D社お

よびE社の競合する商品の市場シェアを合計すると高いという場合もある。これまで述べてきた解釈論あるいは「考え方」に照らすなら、株式の所有により商品の市場におけるシェアが高いので、「こととなる」おそれがあり、独占禁止法一〇条一項の規定に違反するのではないかと懸念される。これらの会社のうちには平成一〇年の独占禁止法改正以前から株式所有報告書を提出していたが、公正取引委員会から何らの指摘もなく長年経過し、その株式所有が表面化してこなかったという場合もある。また、現行規定の下では、会社が他の会社の株式の取得に株式報告書の提出を要しない場合に、前記事例のようなことがおこりうる。果たして、これらを端的に独占禁止法一〇条違反として処理できるかが、ここでの論点である。

これらの場合、会社が他の会社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる蓋然性があるかが問題となる。前述のように、蓋然性というのは、「企業結合により、競争の実質的制限が必然的ではないが容易に現出し得る状況がもたらされること」である。<sup>(21)</sup>

しかし、会社が他の会社の株式を既に長期間所有してきたとき、その株式所有についての「こととなる」の判断は、これから会社が合併ないし株式取得の場合と異なる場面がある。

その一は、合併ないし株式取得の場合には、おおむね、事前審査であるから、その行為により、市場構造が非競争的に変化することを予測して、株式取得が「こととなる」に当たるかを判断する。他の会社の株式を既に所有している場合には、その取得当時、それにより市場構造の変化があつたが、現状では株式所有による市場構造の変化がないのであるから、合併ないし株式取得の事前審査のように、市場構造の変化を捉えて、「こととなる」蓋然性があるかを判断することにはならない。

その二は、先に株式所有の違法性の判断は二段構えであると指摘したが、株式の所有会社と被所有会社との間に結合関係が形成・強化され、両社の生産・販売する商品の市場シェアが高いといつても、そのみで「こととなる」と判断できない。法が禁止しているのは、結合関係の形成・強化ではなく、株式所有による競争の実質的制限である。したがつて、この場合、株式所有による結合関係の有無の判断に先立ち、その市場、つまり一定の取引分野において競争を実質的に制限する蓋然性があるかが判断されなければならない。株式所有の場合の「こととなる」の蓋然性の判断は、市場シェアが高いといふことのみでは十分でないことはもちろん、競争の実質的制限の徴表を認定する必要がある。それは次の理由による。

① 長期にわたり株式を所有してきたが、その市場において、競争の実質的制限の徴表が認められないなら、その株式所有があつても、所有会社は競争制限的に市場行動していないのであるから、その株式所有だけの要因で競争の実質的制限を決めつけることはできない。

② 他の会社の株式取得に係る事前相談において、当事会社が将来に亘り特定の行為をしないという対応をして、株式取得をクリアしている事例がある。このような事例は、事前審査では、その株式取得により一定の取引分野における競争の実質的制限とはいえないが、特定の行為が将来行われるとき、その株式所有が違法となつたのである。そうであるなら、既に合法的に他の会社の株式を所有している場合に、このような事例を準えて、株式を所有しているという事実のみで違法と判断できず、他に何らかの競争制限的要因を付加して初めて違法になるといえる。

③ 別稿<sup>22)</sup>で指摘したように、平成一〇年の独占禁止法改正により、市場シェアの高い親子会社間および兄弟会社間の合併であつても、合併計画の事前届け出を不要とした。このことは、これらの場合には、その前段階の株式所有について、結合関係の存在のみでは違反とされないとすることを前提としていると

いえる。

④ 公正取引委員会は、東洋製罐私的独占事件<sup>(23)</sup>において、東洋製罐は、競争会社の株式を所有することにより私的独占に該当するとされた。この事件の排除措置では、東洋製罐の所有する北海製罐の株式の処分を命じたが、他の事業者の株式の処分には触れていない。

東洋製罐による他の競争関係にある会社の株式所有比率は、本州製罐約八一%、四国製罐約七一%、北海製罐約二九%および三国金属約五〇%であった。

公正取引委員会は、このような事実に対し、「東洋製罐は、本州製罐、四国製罐、北海製罐および三国金属の株式所有等を通じて、これら四社を自己の意向に従って営業させて」いるとて、私的独占の「支配」に当たると認定した。

この事件では、東洋製罐の市場シェアは約五六%であり、本州製罐等四社の市場シェアを加えると七四%であり、そのうち北海製罐のそれを除いた市場シェアは、六〇%超となる。公正取引委員会は、それに対して何らの措置を命じていないのは、東洋製罐がそれら三社の株式を所有していても、それ自体では違反でないということからであろう。

このような観点からみると、公正取引委員会の事前相談例の

うちの当事会社の対応において、そこまでしなくともクリアできたのではないかと思われる事例があるので検討する。

## 2 東邦アセチレンによる仙台アセチレンの株式取得<sup>(24)</sup>

(一) 本件は、東邦アセチレン(高圧ガス製造・販売業者、以下「東邦」)が高圧ガス工業(高圧ガスの製造・販売業者、以下「高圧ガス」)の一〇〇%出資会社である仙台アセチレン(高圧ガスの一種である熔解アセチレンの製造業者、以下「仙台」)の発行済株式総数の五〇%に相当する株式を高圧ガスから取得しようというものである。

本件の一定の取引分野は、東北地区における溶解アセチレンの製造・販売分野である。

当事会社および関連会社の市場シェアは、次のとおりである。

	仙台	東邦	高圧ガス	日重アセチレン	合計
生産	三六・二%	二五・三%			六一・五%
販売		三六・八%	六・八%		四三・六%
販売		三六・八%	六・八%	一八・二%	六一・八%

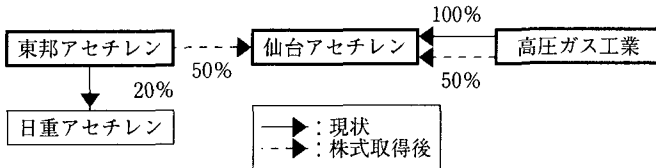
(注) 東邦は、日重アセチレン(以下日重)の株式を二〇%所有。

(2) 本件の問題は、溶解アセチレン製造分野において、仙台と東邦を合算した生産シェアは、六一・五%となることであ

る。考慮事項は、①仙台は高圧ガス、東邦等から受託した数量の溶解アセチレンを製造する受託会社にすぎないこと、②溶解アセチレンの販売分野において高圧ガスと東邦を合算した販売シェアは四三・六％と高くなるが、高圧ガスと東邦は、仙台に対し、それぞれ必要とする数量の溶解アセチレンの製造を委託し、両社は製品を引き取って、それぞれ独自に販売すること、および③東北地区における溶解アセチレンの販売分野には、他に日本酸素（シェア二四％）という有力な競争業者が存在することである。

(3) 公正取引委員会は、東北地区内における溶解アセチレンの販売について、東邦・高圧ガス・日重の間に株式所有を通じた協調関係が生ずることになれば、東北地区における溶解アセチレンの製造・販売分野において「こととなる」おそれがあると指摘した。

これに対する当事会社の対応は、①仙



(平成8年版年次報告210頁から転載)

台における溶解アセチレンの製造に直接必要な範囲を超えて情報交換をしないこと、②当事会社は、仙台から購入した溶解アセチレンを独自に販売し、販売先、販売数量、販売価格等にかかる協調的行動をとらないことのほか、③東邦は、日重の株式を第三者に処分することである。

(4) 検討(ア) 本件における、東邦による株式取得は、同社が高圧ガスと生産の共同受託事業をするためのものであるから、当事会社は、製品をそれぞれ独自に販売する。そこで、東邦・高圧ガス・日重の間に株式所有を通じた「協調関係が生ずることになれば」、「こととなる」という。これは、事前審査の時点では、違法でないとの判断である。したがって、当事会社間の対応は将来における不作為となっている。

(イ) 東邦は、日重の株式を二〇％所有しているので、一部結合となる。この点については、問題点の指摘がされていないが、東邦は、日重の株式を第三者に処分するという。そこで、この処分をしなければ、本件が「こととなる」おそれがあるのか。

公正取引委員会の指摘は、東邦、高圧ガスおよび日重の間で協調関係が生ずるなら、「こととなる」おそれがあるという。日重との関係が摘示されたのは、東邦が日重の株式を二〇％所有しているの、旧ガイドラインでは、東邦と日重間に結合関



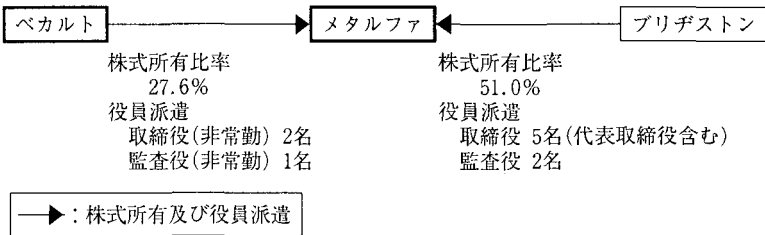
係があるからであろうが、株式所有を通じて協調関係が生ずるということとは、株式所有自体が違法であるということではないのであるから、東邦がその株式をすべて処分するのは過大な対応といえよう。

3 N・VベカルトS・Aによるブリジストンメタルファの株式所有・役員兼任<sup>(25)</sup>

(1) N・VベカルトS・A(欧州最大のタイヤ用スチールコードメーカー(ベルギー法人)、以下「ベカルト」とブリヂストン(わが国最大のタイヤメーカー、以下「ブリヂストン」)、タイヤ用スチールコードメーカーである合弁会社ブリヂストンメタルファ(以下「メタルファ」)を設立し、ベカルトは、その発行済み株式を二七・六%所有し、かつ、その役員(取締役(非常勤)二名・監査役(非常勤)一名)を兼任している。なお、ブリヂストンの株式所有比率は五一・〇%、役員派遣(取締役五名(代表取締役を含む)・監査役二名)をしている。

ベカルトとブリヂストンの間で締結されていた合弁契約は、平成八年三月二六日に終了する。合弁終了契約により、ベカルトはタイヤ用スチールコードの日本市場に進出可能であり、また、ベカルトはメタルファの株式を一〇%以上所有している間

(本件の概要図)



(平成8年版年次報告212頁から転載)

は役員兼任関係を継続するとしている。

本件の一定の取引分野は、ラジアルタイヤの主な補強材として使用され、タイヤコードの全消費量の約六九%を占めるスチールコードの製造・販売分野である。

合弁終了契約によると、ベカルトがメタルファの株式を一〇%以上所有している間は、ベカルトはメタルファに役員を派遣することとしており、ベカルトとメタルファとの間には株式所有および役員兼任による結合関係が生じている。現在、ベカルトは国内においてスチールコードを販売していないから、メタルファと競合関係にない。しかし、合弁

契約終了から二年経過した後（平成八年三月二十七日以降）、ベカルトは日本市場においてスチールコードを販売することが可能であるため、両社は潜在的な競争関係にある。

(2) 公正取引委員会は、「ベカルトが国内のスチールコード市場に参入後どのくらいのシェアを有することとなるかは現段階では不明であるが、世界において有力なスチールコードメーカーであり、日本においても有力な競争業者となりうるベカルトと国内のスチールコード市場において販売シェア四六・六％で第一位のメタルファアの間には株式所有及び役員兼任による結合関係がみられることにより、」スチールコードの製造・販売分野において「こととなる」おそれがあると指摘した。

これに対し、ベカルトは、①メタルファアの株式所有比率が一〇％未満となるよう可及的速やかに処分すべく最善の努力をし、および②株式を一〇％未満となるよう処分するまでの間、(a)ベカルトのスチール・コード部門またはワイヤー・コード部門のいずれにも属しない者を役員として派遣し、(b)これらの役員は、メタルファアとの間で市場情報を共有したり、メタルファアから他の競争業者より有利に競争できるような情報を入手したり、また、メタルファアからスチールコードに関する販売先、技術、費用、価格およびマーケティングに関する一切の情報を

入手しないという対応をした。

(3) 検討(ア)「合弁契約終了から二年経過した後（平成八年三月二十七日以降）、ベカルトは、日本市場においてスチールコードを販売することが可能であるため、両社は潜在的な競争関係にあるとする。このような判断自体に疑問があるが、これはさておき、本件でベカルトが問題とされたのは、合弁契約解消後の二年経過後にベカルトがわが国に進出する場合である。ベカルトのわが国への進出は、ベカルトとメタルファアとの競争を顕在化する。潜在的競争が顕在化した場合、市場が競争的になる筈であるが、本件ではそれがかえって競争制限的になると見ている。どうしてそうなるのか。

(イ)そこで、問題は、合弁契約解消後のベカルトとメタルファアとの関係である。現状のままなら、メタルファアは、ベカルトとブリザストンとの通常の合弁会社となり、前者の持株比率は二六・七％であり、また役員兼任があり、後者は持株比率が五〇・〇％であり、役員を派遣している。メタルファアとブリザストンとは垂直的關係である。

ベカルト自体がわが国に参入するということは、現地に合弁事業で進出していた市場に海外本社自体が製品を販売するというものである。これは、ベカルトがわが国の会社であるなら、

メタルファアとベカルトの関係は、ベカルトにとつては一部結合関係である。「考え方」によると、出資会社間に競争関係があるなら、出資会社間で共同出資会社の運営を通じて協調関係が形成されるかということが問題となるが、ベカルトとブリジストンとの関係は垂直関係であるから、局面が異なり、そのような問題はなく、当初から、「こととなる」事案ではないのではないか。それが「こととなる」としても、メタルファアへの株式所有および役員派遣をみるとブリジストンの方が優勢である。それにも係わらず、ベカルトがメタルファアへの株式所有比率を一〇%未満にする必要性があったのか。

(ウ) 本件でベカルトが「世界において有力なスチールコードメーカーであり、日本においても有力な競争業者となり得る」という評価が、どの様に位置づけられるか。これは「考え方」の「総合的事業能力」を勘案したということになるか。「世界において有力」というだけでは「総合的事業能力」の判断要因として十分でないであろう。

(エ) 本件の処理は、「考え方」の結合関係の存在↓「こととなる」という判断過程を経ているが、本件は「考え方」の論理では取まり切れない事案ではないかと思う。<sup>(26)</sup>

#### 4 F社によるG社への役員派遣等<sup>(27)</sup>

(1) 本件は、Y製品の有力な製造・販売業者であるF社が、競争の激化により経営が悪化した同業者G社の再建・安定化を図るため、同社に役員二名を派遣するというものである。

本件の一定の取引分野は、Y製品の国内における製造・販売分野である。

(2) 本件の問題点はF社がG社の株式総数の約三〇%(株主順位2位)を所有し、G社に二名の役員を派遣するので、F社とG社の間に結合関係が認められ、F社とG社を合算したY製品の販売シェアが約六〇%となり、第二位の事業者のシェア(約二〇%)を大きく上回るという。ただ、①当該役員派遣および株式所有は、G社からの要請によるものであり、②Y製品の市場は、停滞傾向が続いており、G社の平成八年三学期の決算では相当額の赤字という事情がある。

(3) 公正取引委員会は、F社がG社に役員を派遣し、同社の発行済み株式総数の約三〇%に相当する株式を所有することによりF社とG社の間に結合関係が生じており、Y製品の製造・販売分野において「こととなる」それがあると指摘した。

これに対し、F社は、役員兼任を解消し、G社の株式所有の割合を発行済み株式総数の二五%未満とする対応をした。

(4) 検討 F社の対応により、役員兼任の解消のほかにも所有株式比率を三〇%から二五%とした。役員兼任は、既に株式所有関係があったので持ち上がったのであろう。ここでは、役員兼任のことを別にする。この事案は、平成九年度に生じた。旧ガイドラインによると株式所有比率が二五%以上である場合に結合関係があるとされた。そこで、本件でF社のG社の株式所有比率を二五%未満とし、両社の結合関係を断つたのであろう。しかし、本件では、旧ガイドラインを機械的に適用し、株式三〇%を保有して結合関係を形成しているから、「こととなる」ので、株式を処理をしたと思われる。しかし、たまたま役員兼任の事前相談において、株式所有により結合関係が形成されているということだけで、「こととなる」徴表が認められなくとも、「こととなる」とするのは、安易な処理といえよう。

二 会社が既に合法的に他の会社の株式を所有しているのに加えて、新たに株式を取得する場合

一 会社が既に他の会社の株式を所有していて、両社の市場シェアが相当高い場合に、さらに所有会社が被所有会社の株式を取得するときに、どのように判断すべきかが、ここでの論点

である。この場合、新たな株式の取得により、「こととなる」かが判断される。新たな株式の取得が原因となつて、結合関係の形成・強化がなされ、市場構造が非競争的に変化するかという問題である。やや極端な場合を例示する。

(1) A社がB社の株式を既に八%所有していたが、さらに三%の株式を取得して所有株式が一%とする場合を想定する。この場合、三%の株式取得により結合関係が形成されるか否かが問題となるのではなく、三%の株式の取得が原因で「こととなる」かということが問題である。三%の株式取得が市場に直接的に影響をもたらすかということである。

(2) C社がD社の株式を既に五五%所有している。これは、C社がD社を支配できるのであり、子会社である。C社とD社の市場シェアは相当高いが、「こととなる」徴表を見出せないなら違法とは判断できない。ここで、さらに、C社はD社の株式を二五%取得するとする。C社とD社との間では結合関係が強化されるが、問題は、それが対市場効果として、有意な影響をもたらすかである。対市場効果が実質的に変わらなければ、株式を取得することにより、「こととなる」とはいえない。

(1) の場合、公正取引委員会に株式報告書を提出しなればならない(一〇II、施行令一三四(一))。「考え方」による

と、株主順位が第三位以内であるなら、その他の事項を加味して結合関係の維持、強化等が判断される。この場合、八%を所有していた当時とに比すると、他の事項に変化がなく、株式の所有比率が三%増えただけである。ここで法的に問われるのは、増えた三%が「考え方」の基準である一〇%超となるということではなく、その三%の株式取得が市場に影響を与えるかである。この場合、A社による僅か三%の株式の取得により、「考え方」の結合関係の形成を即断できないし、それにより一定の取引分野の競争に影響を与えると判断できないであろう。

(2) の場合、既に五五%を所有しているのであるから、D社は子会社である。C社が新たに株式を取得しても、C社がD社を支配できることには変わりない。この場合、契約関係が強化了されたといっても、市場への影響には変わりない。とするなら、株式の取得のみで違法と決めつけることはできない。

このように、いずれも新たな株式取得のみでは違法とは判断できないと考える。

このような考え方に対し、これでは、新たに株式を取得する場合と既に株式を所有している場合では、均衡を失うのではないかという批判が予想される。しかし、事前相談は、事前規制である。これから行為を行うときに、それが違法とな

るかという判断と既に合法的に所有しているのを違法とするのでは、事実の重みが異なる。比喩的に言うなら、事前規制は、白紙の上で新たな株式取得が問題となるというのは、九〇度の変化への評価であるが、合法的に所有しているのを違法とするのは、一八〇度の転換である。

結合関係がみられるといって、株式を処理させるのは、会社の資産の処分することであり、財産権の保護との関連からも慎重な手続きを求められるのは当然である。また、株式保有関係のある会社間の競合製品がそれらの会社の製品構成の極く一部である場合に、その市場シェアが高いといつて、株式の処分をするのは過大な対応である。その事業分野を他に処分するとするならば、それは実質的に企業分割である。このような考え方を前提に事例を検討する。

## 2 エクソン・グループによるゼネラル石油の株式取得<sup>(28)</sup>

(1) 本件は、米国のエネルギー関連総合会社であるエクソン・コーポレーション(以下「エクソン」)が、自己の子会社であるエツソ・インコーポレーテッド(米国法人、以下「エツソ・イースタン」)およびエツソ石油(日本法人、以下「エツソ石油」)を通じて株式を所有しているゼネラル石油について、

さらにエッソ・イースタンをして株式を追加取得し、エクソン・グループとして五〇%超の株式を所有するものである。

本件の一定の取引分野は、全国および各都道府県の石油製品（揮発油、灯油、軽油およびC重油）の各々の元売分野とされたが、問題となったのは、沖縄県の元売分野である。

(2) 本件における問題点または留意点は、次の点である。

① 本件株式取得により、エッソ石油とゼネラル石油の沖縄県における石油製品の販売シェアが、揮発油で四二・六%かつ第一位、灯油で三七・四%かつ第一位、經由で三六・六%かつ第一位、C重油で五八・八%かつ第一位となる。

② 沖縄県においては、石油精製業者は二社しか存在しないが、そのうちの社は、ゼネラル石油がその株式の過半を所有する南西石油(株)であるため、本件株式保有によりエッソ石油およびゼネラル石油が南西石油の経営を支配することができるので、他の元売業者の参入阻害につながるおそれがある。

③ 各石油製品の沖縄県における元売分野において、シェアが二五%を超える有力な競争業者がそれぞれ一社存在する。

④ 沖縄県の石油製品の元売分野に参入するためには、精製能力を持たない元売業者でも、県内の石油精製業者から商品調達できる。油槽所等の設備も、県内の既存の元売業者の備蓄設

備を利用が可能である。

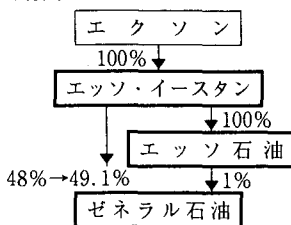
⑤ 沖縄県の石油元売業者のほとんどが同県の石油精製業者から石油製品を仕入れて販売しており、その石油精製業者は、親会社の石油元売業者以外の有力な元売業者に対しても出荷している。

(3) 公正取引委員会は、エッソ石油およびゼネラル石油が南西石油を経営支配することにより他の元売業者の参入阻害につながるおそれと指摘した。

これに対し、ゼネラル石油は、沖縄県の各石油製品の元売分野における新規参入が制限されることのないよう、南西石油の取引先の決定には関与しない等の措置をとることにした。

(4) 検討 本件株式取得前の状況を見ると、ゼネラル石油およびエッソ石油の親会社にエッソ・イースタンがあり、それがエッソ石油の株式を一〇〇%所有し、また、ゼネラル石油の株式を四八%所有していた。エッソ石油は、ゼネラル石油の株式を僅か一%しか所有していない。したがって、既にエッソ・イースタンは、エッソ石油とゼネラル石油とそれぞれ結合関係にあり、支配している。エッソ石油は、ゼネラル石油に対して影響力は微少である。しかも、ゼネラル石油は既に南西石油の株式を過半数所有していたのであるから、以前からその事業活動を

(株式所有関係図)



(注) 実際には、エッソ・イースタンが48.57%、エッソ石油が1.53%まで、それぞれ追加取得することとなった。

(平成10年版年次報告232頁から転載)

経営の支配を問題にする。後の日本軽金属の事例に照らすなら、エッソ石油とゼネラル石油との協調的行動に注目した方が整合的ではないか。本件のベクトルが逆である。

また、エッソ・イースタンによる僅かな株式の取得が原因で新たに他の元売業者の参入阻害のおそれが生じたのではないのであるから、参入妨害の問題は、株式取得と別個の問題である。

### 3 日本軽金属による東洋アルミニウムの株式取得<sup>(29)</sup>

(1) 本件は、アルミ板メーカーである日本軽金属(以下「軽

支配できた。そこで、その僅かな株式取得により、新たに「本件株式保有によりエッソ石油及びゼネラル石油が南西石油の経営を支配することができるようになる」というのは疑問である。また、エッソ石油とゼネラル石油

が共同して南西石油の

金属」とアルミ箔メーカーである東洋アルミ(以下「東洋」)の筆頭株主であるアルキャン・アルミ(カナダ法人、以下「アルキャン」)が、その所有する東洋の株式をすべて軽金属に譲り渡すというものである。

本件の一定の取引分野は、アルミ板の製造・販売分野およびアルミ箔の製造・販売分野である。

(2) 本件の問題点は、①軽金属(第六位のアルミ板メーカー)と東洋(シェア二三・四％・第一位のアルミ箔メーカー)、および軽金属と東海アルミ箔(シェア六・二％・第七位のアルミ箔メーカー、以下「東海」との間)にそれぞれ垂直的結合関係が生じるので、海外の有力なアルミ地金と国内の有力なアルミ板メーカーおよびアルミ箔メーカーが直結することにより、他のアルミ板メーカーおよびアルミ箔メーカーの取引の機会を奪うおそれがあり、および②軽金属は、東洋と東海の大株主となり、両社のアルミニウム箔におけるシェアを合算すると二九・六％と大きくなり、また、この場合、第二位のメーカーとの差が大きくなることである。

また、考慮事項としては、①同一グループ内における株式の譲渡であり、グループ全体でみれば株式保有関係に変化がないこと、②アルミ板市場において軽金属のシェアは七・八％、

独占禁止法における市場集中規制の事例の検討

第六位と低く、これよりもシェアが大きい競争業者が存在すること、③アルミ箔市場においては、シェアが一〇%を超える競争業者が複数存在することである。

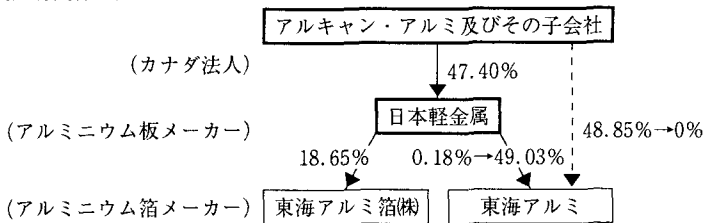
(3) 公正取引委員会は、アルミ板市場とアルミ箔市場において「こととなる」おそれがあるとするとする。

軽金属は、①株主であるという立場を利用して、東洋が自己以外からアルミ板を購入することを制限せず、②東洋と東海に共通の役員を派遣するなど、東洋と東海との間に役員兼任関係を生じさせるような行為を行わず、および③東洋と東海の二社について、今後とも、独立した競争事業者としての関係を保持させるものとし、東洋と東海に対し、販売先、販売価格等に関する協調的行動をさせ、または自己を通じて情報交換を行わせる等の措置を採った。

(4) 検討(ア) 本件は、海外のアルミ地金メーカーが国のアルミ板メーカーアルミ箔メーカーとの垂直的統合とアルミ箔市場の水平的統合の問題であり、アルミ板市場とアルミ箔市場に「こととなる」おそれがあるという。

本件は、「海外の有力なアルミ地金メーカーと国内の有力なアルミ板メーカーおよびアルミ箔メーカーが直結することにより、他のアルミニウム板メーカー及びアルミニウム箔メーカーの取

(株式所有関係図)



(平成9年版年次報告199頁から転載)

引の機会が奪うおそれがある」という。しかし、アルキャンと軽金属との関係は、本件により変わらないのであるから、海外の有力なアルミ地金メーカーと国内のアルミ板メーカーとがあらためて結合するわけではないし、軽金属の市場における地位は市場シェアが七・八%、第六位と低いのであるから、アルミ板市場が「こととなる」おそれがあるとの判断が疑問となる。

(イ) アルミニウム箔について、軽金属は、東洋と東海にアルミ板を供給しており、その上両社の株式を取得・所有するのであるから、両者間の水平的関係と軽金属と両社それぞれとの垂直的關係が問



題となる。東洋と東海との間に協調行動をとらせたり、両社間で協調的行動をとるなら「こととなる」おそれがあるというものであろう。東洋と東海を併せると市場シェアが二九・六%、シェアが一〇%超の競争業者が複数存在するという事実を照らすと、他の事例との整合性から見て、厳しいものがある。また、垂直的関係では、軽金属が株主であるという立場を利用して、東洋が軽金属以外からアルミ板を購入することを制限せず、という対応を採ったが、軽金属が流通・取引指針にいう「市場における有力な事業者」とはいえないのであるから、アルミ板の供給側からではなく、東洋がアルミ箔市場で二三・四%、第一位を占めているという買い手側からの事情によるものか明らかでない。

### 三 会社の株式保有による一部結合関係の形成・強化

1 ここで一部結合関係というのは、たとえば、A社とB社が同一の市場において競争関係にあるところ、A社がB社と共同出資会社C社を設立し、そこにそれぞれ生産ないし販売を譲渡する傍ら自らも生産・販売しているという場合である。主に共同投資会社をめぐって生ずる。

「考え方」では、共同出資会社については、「当事会社間の取引関係、業務提携その他の契約等の関係を考慮して競争への影響をみるべき企業結合であるか否かを判断する」とし、一部結合関係は、「商品又は役務の機能及び効用が同様である事業部門の一部を統合することにより、出資会社と共同出資会社が同一の市場に存在する場合には、共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じる可能性がある」（第三・3・(3)）とある。そこに事例が摘示され、「ポリプロピレン樹脂製造販売事業を営む二社が、共同出資会社を設立し、両社の行っている同事業の全部を統合しようとする場合において、出資会社は、それぞれ他社とポリプロピレン樹脂部門の共同生産を行ってることから、実質的にはポリプロピレン樹脂部門の一部結合とみなせるため、共同出資会社および各当事会社の提携事業の生産面及び販売面での協調関係が生じる可能性がある」とされた」という。このような「考え方」に対し、①「出資会社相互間に協調関係が生じる可能性がある」といい、「蓋然性」にいたっていないのであるから、「こととなる」というのは、疑問であるし、また②共同出資会社の運営を通じて出資会社相互間に協調関係が生じるというのであるが、それを出資会社による他の共同出資会社の出資会社まで含めて協調関係が生じる

というのは、「考え方」の範囲をはみ出しているのではないか。このような疑問を前提に事例をみてみる。

## 2 昭和電工および日本石油化学によるポリオレフィン樹脂事業の統合<sup>(30)</sup>

(1) 本件は、昭和電工と日本石油化学が経営効率化を通じた国際競争力の強化等を目的として、ポリオレフィン樹脂事業を統合するために、日本ポリオレフィンを設立し、それぞれ新会社にポリオレフィン樹脂事業を譲渡するものである。

なお、ほぼ同時期に、本件と同様の事例の行為が三井石油化学(以下「三井」・宇部興産(以下「宇部」)でなされた。公正取引委員会の処理は本件とは同じである。

本件の一定の取引分野は、ポリオレフィンは汎用合成樹脂の一つであり、低密度ポリエチレン樹脂、高密度ポリエチレン樹脂およびポリプロピレン樹脂の各品目ごとに成立する。

(2) 本件の問題は、日本石油化学は、当事会社・昭和電工以外の会社とポリプロピレン樹脂の共同生産の事業提携を行っており、これら当事会社以外の会社の生産能力を考慮すると、本件行為による新会社のポリプロピレン樹脂の生産能力シェアは二九・八%となる(三井・宇部四三・四%)ということにあ

り、もつばら市場シェアのみが指摘されている。

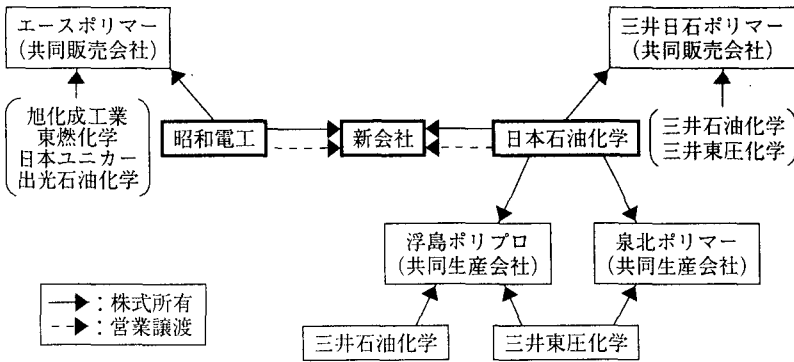
(3) 公正取引委員会は、日本石油化学が当事会社・昭和石油以外の会社と行っているポリプロピレン樹脂の共同生産の事業提携を考慮すると、新会社の生産能力シェアが高くなることから、ポリプロピレン樹脂の製造・販売分野において「こととなる」おそれがあるとした。

これに対して、日本石油化学は、ポリプロピレン樹脂の共同生産会社に対する出資を今後取りやめる等の措置を採った。

(4) 検討 本件の法的構成は、二段構えとなる。先ず新会社によるポリプロピレン樹脂事業の譲受けそれ自体が「こととなる」かである。本件では、新会社の販売シェアが「こととなる」かである。三井・宇部では、新会社の販売シェアが一七・二%とあるから、それに照らすなら、本件が「こととなる」とはいえないという。

次の問題は、当事会社の一方による他のメーカーとのポリプロピレン樹脂の共同生産の「事業提携を考慮すると、新会社の生産能力シェアが高くなることから、ポリプロピレン樹脂の製造・販売分野に」において「こととなる」おそれがあるということである(本件二九・八%、三井・宇部四三・四%)。本件でいうなら、当事会社の一方である日本石油化学と共同生産の事

(本件の概要及び当事会社の業務提携図)



(平成8年版年次報告199頁から転載)

業提携をしてい  
る他のメーカー  
との間で協動的  
関係が生じる可  
能性があるとい  
う。これは、拡  
大し過ぎではな  
いか。

3 さくら銀行  
によるわかしお  
銀行の株式の取  
得<sup>3)</sup>

(1) 本件は、  
太平洋銀行の経  
営破綻に伴い、

さくら銀行が太  
平洋銀行の営業  
を譲渡する先の  
受け皿銀行とし

て、わかしお銀行を一〇〇%出資で設立しようとするものであ  
る。

太平洋銀行の経営再建のために、都市銀行四行(さくら銀行、  
富士銀行、東海銀行および三和銀行、以下「四行」)が支援に  
当たってきたが、いわゆるバブルの崩壊に伴い、太平洋銀行が  
有する不良資産が急増し、平成八年三月末決算で実質的な債務  
超過状態に至っていることが判明した。四行は、太平洋銀行の  
銀行業務の継続は困難と判断し、金融当局の要請を受けて太平  
洋銀行を解散し、同行の受け皿となる新銀行を従前から太平洋  
銀行の経営再建に中心的な役割を果たしてきたさくら銀行の子  
会社として設立することで合意するに至ったとして、金融会社  
による株式取得がなされた。この合意に先立ち、さくら銀行か  
ら公正取引委員会に四行の共同出資による受け皿銀行設立につ  
いての事前相談をした。本稿の関心は、この事前相談に対する  
公正取引委員会の回答に対するものである。

(2) 公正取引委員会は、「太平洋銀行及び四行それぞれが主  
力営業地盤とする東京都内で営業する普通銀行の預金及び貸出  
における各行のシェアを合算すると、それぞれ、三割強及び三  
割弱となり、そのような状況下で、共同出資形態を採ることは、  
四行間において協調関係を醸成し、一定の取引分野における競

争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。その結果、さくら銀行が一〇〇%出資で新銀行を設立することとした。

(3) 検討 これは、銀行間の一部結合関係である。四行によるわかしお銀行に対する出資が四行による東京都内の預金および貸出の競争制限に繋がるかが問題とされた。事前相談での指摘は、わかしお銀行への共同出資が東京都内の普通銀行の預金および貸し出しにおいて、協調関係が醸成されるというのである。受け皿銀行に対する出資という極く僅かな部分的結合である。競争単位に変化がなく、従来の営業形態に全く変らないにもかかわらず、東京都内の普通銀行の預金および貸出において協調関係を醸成する可能性があるというのは、思い過ぎである。本件は、一部結合関係を拡大し過ぎており、その規制基準の曖昧さを示す。

(21) 実方教授は、「蓋然性」について、「競争制限が起ころかもしれないが、起ころないかもしれない程度予測(可能性)では十分ではないが、競争制限以外のことは起ころり得ない(確実性)場合より予測の確実度が低くてもよく、競争制限が起ころないかもしれないが、合理的にみ

れば、ほとんどの場合競争制限がもたらされるとい程度確実さで予測でき」ることをいう(独占禁止法(第三版)(一九九五斐閣)一三五頁)。

(22) 拙稿・前掲(6)七九頁

(23) 昭和四七・九・一八勧告審決 公取委審決集一九卷八七頁

(24) 平成八年版年次報告二一〇頁、鶴瀨・解説一三九頁

(25) 平成八年版年次報告二二二頁、鶴瀨・解説一四〇頁

(26) 役員兼任と役員派遣では法的評価が異なる。本件の役員派遣が問題とされなければならなかったのか疑問が残る。

(27) 平成一〇年版年次報告二四一頁

(28) 平成一〇年版年次報告二二三頁、鶴瀨一六二頁

(29) 平成九年度年次報告一九八頁、一五一頁

(30) 平成八年版年次報告一九九頁、鶴瀨・解説一三二頁

本件と結合形態が類似している事案(三井石油化学及び宇部興産によるポリプロピレン樹脂事業の統合)が同時に事前審査されている(平成八年版年次報告二〇一頁、鶴瀨・解説一三三頁)(以下「三井・宇部」と引用)。

(31) 平成九年度年次報告二〇三頁

## むすび

合併等の事例を説得性および整合性の観点から検討してきたが、未だ予測可能性形成されたとは思われない。とりわけ、株式保有規制について、保有の類型が多様なので、類型毎の規制の在り方の検討が必要であろうし、それぞれ特色があり、「考え方」を機械的に適合できないものもある。事例の事実の摘示では、判断に重要な事実が明らかにされていないので、この是非を判断できかねるものもある。事例によっては、当社会社の対応が過大ではないかとの印象を抱かせるものもある。また、海外事業者との提携等が問題にされた事例が散見される。海外事業者はいずれも国際的に巨大企業であるが、それらが合併事案等の判断でどのように位置づけられるのが十分に明らかでない。このよう事情から、論じ尽くせない面があるが、今後、本稿ような分析作業を通じて、合併等の規制の在り方を検討したい。

## **Case Studies on Merger Control in the Anti-Monopoly Laws of Japan**

Joji ATSUYA\*

### Introduction

#### 1 Some Problems of Regulation Standards on Merger Control

#### 2 Case Studies on Consolidation

#### 3 Case Studies on Asset Acquisition

#### 4 Case Studies on Stock Holding by Companies

- (1) In the case when a company already holds another company's stocks legally
- (2) In the case in which a company who has already legally held the stocks of another company acquires new stocks
- (3) Formation or solidification of partial joint relationship due to companies stockholding

### Conclusion

---

\*Emeritus professor at Hokkaido University